

令和6年度 王滝村会計年度任用職員募集要項

王滝村では、令和6年4月から「会計年度任用職員」として勤務していただける職員を募集します。

1. 概要

「会計年度任用職員」の身分は地方公務員法第22条の2第1項1号の規定に基づき、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）に任用される非常勤一般職の地方公務員のため地方公務員法に定める服務規律（職務に専念する義務など）が適用されます。

2. 申込から任用までの流れ

- (1) 申込書を受付期間までにご提出ください。（部署や職種を選択できます）
- (2) 希望する課から面接日の連絡をします。（面接は令和6年3月上旬以降です）
- (3) 面接を実施します。（結果は、面接を行った課から後日連絡します）
- (4) 採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

3. 応募資格

応募するにあたり、居住地や年齢制限はありませんが、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下の欠格条項に該当する場合は申込することができません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 王滝村において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者。
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

4. 勤務条件等

主な勤務条件等は以下のとおりです。詳細は職種ごと異なるため「王滝村会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

主な勤務条件

任用期間	・令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。
------	--

報酬 (給与)	・常勤職員の給料表を準用し職種ごとに報酬額等を算出します。 (村臨時職員として在職期間がある場合等は、職歴に応じて調整する場合があります。)
諸手当	・給与関係の条例等に定めるところにより、時間外勤務手当、通勤費用、 期末手当(任用期間が半年以上で、かつ、勤務時間が週15時間30分以上の場合に支給します。)などが支給されます。
休暇	・年次有給休暇は任用期間、勤務条件に応じて付与します。
社会保険 等	・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ・勤務形態により非常勤職員公務災害補償制度又は労働災害補償保険のいずれか(勤務する所属で異なります。)が適用されます。
服 務	・常勤職員と同様に地方公務員法に定める服務規律(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の指示に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用されます。 また、人事評価制度の実施、一定の義務違反があった場合は懲戒処分(免職、停職、減給等)の対象となります。
そ の 他	・任用後1ヶ月間を良好に勤務したときに、正式採用となります。 ・給与等支給日は翌月21日です。

5. 申込方法

(1) 受付期間

- ① 受付期間は、令和6年2月5日(月)から令和6年2月28日(水)までです。
- ② 郵送の場合は、2月28日(水)必着とします。なお、書留・簡易書留によらない場合の郵便事故については、一切責任を負いません。
- ③ 本人または代理人の方が持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分までが受付時間です。※土・日曜日及び祝日は受付できません。

(2) 提出書類

- ① 令和5年度実施 令和6年度王滝村会計年度任用職員採用試験申込書
- ② 資格を証明する書類の写し(資格を要する職種の場合のみ)

(3) 提出先

会計年度任用職員の募集案内一覧に記載の各課 宛

6. 個人情報の取り扱いについて

申込書に記載された個人情報については、王滝村会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手續に必要な範囲で利用します。

7. 注意事項等

- (1) 応募資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合及び受付期間を過ぎた場合は、受付できません。
- (2) ご提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

8. お問い合わせ先

○申込方法に関する事

王滝村役場 総務課 電話 0264-48-2001 (代表)

○業務内容・勤務時間等に関する事

募集職種一覧に記載の各課までご連絡ください。